

(平成30年7月5日改訂)

保護者用

暴風来襲における学校の臨時休業並びに幼児・児童・生徒の安全確保について

南城市教育委員会
南城市校長会

1 臨時休業を行う場合

沖縄気象台より暴風（特別）警報が発令された場合は、学校は休校となります。ただし、暴風（特別）警報が発令されていない場合でも、市教育委員会が特に必要と認めた場合は臨時休業の判断をすることもあります。その場合、学校へ速やかに連絡するとともに放送等で市民に伝えます。

また、園長または学校長は、学区内の状況（河川の氾濫、道路の欠壊、土砂崩れなど）に応じ、独自に臨時休業を行う場合もあります。

テレビ・ラジオの台風情報に注意し確認すること

2 警報解除に伴う登校

	状 況	園児、児童、生徒の対応	給食
①	午前6時までに解除	①普通どおり登校、登園	有り ※1, ※2
②	午前6時～7時までに解除	①普通どおり登校 ②1～4校時の時間割を準備する。 4校時終了後下校 ※幼稚園は休園	無し
③	午前7時以降に解除	①引き続き臨時休校 ②各家庭で学習 外出しないようにお願いします。	

※1 給食の献立の変更の可能性もあります。

※2 停電等により給食が提供できないこともあります。

※3 上記の「警報解除に伴う登校」の判断は、バスの運行再開時刻とは関係いたしません。暴風警報解除の時刻が判断の基準です。